

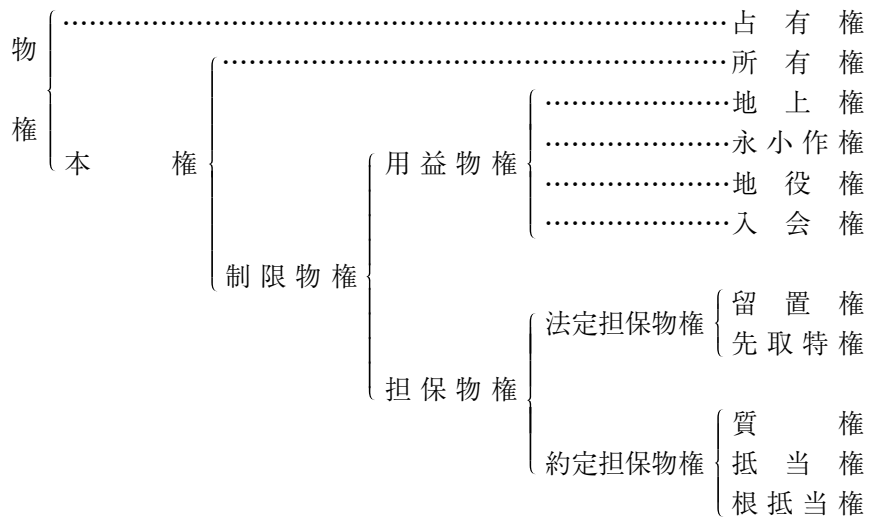
## II 物権の種類

### 1 物権法定主義

物権法定主義とは、物権の種類・内容は法律で定められるものに限られ、当事者が自由に創設することができない、とする原則である（175条）。

### 2 民法上の物権

民法上の物権は、11種が法定されている。これを体系化して図示すると下記のようなになる。



### 3 民法以外の物権

民法以外にも、以下の物権が存在する。

#### (1) 商法上の物権

商事留置権・商事質権・株式質権・船舶抵当権など

#### (2) 特別法上の物権

漁業権・鉱業権・採石権・自動車抵当権・財団抵当権など

#### (3) 慣習法上の物権